

2 身体障害者手帳について ★マイナンバー

身体に障害があることを証明する手帳で、身体障害者福祉法に定める程度の障害がある方に交付され、その程度により1級から6級までの区分があります。

申請手続 申請者の個人番号と申請書を提出する方の身元が確認できる書類が必要です。(共通)

区 分	お持ちいただくもの
新 規 交 付	申請書、診断書、顔写真1枚(縦4cm×横3cm)
住所・氏名変更	申請書、手帳
障 害 程 度 変 更	申請書、診断書、手帳、顔写真1枚(縦4cm×横3cm)
手 帳 破 損	申請書、手帳、顔写真1枚(縦4cm×横3cm)
手 帳 紛 失	申請書、顔写真1枚(縦4cm×横3cm)
死亡等手帳返還	申請書、手帳

※申請書、診断書は、福祉総務課にあります。

※顔写真は1年以内に撮影したもので、上半身脱帽に限ります。白黒・カラーは問いません。写真プリント用紙にプリントしてください。

※診断書は、都道府県知事又は中核市長指定の医師に記入してもらってください。また、診断書は診断日から3カ月間有効です。



※通常、申請から交付まで1カ月半程度の日数が必要です。

※手帳の審査は県が行います。

※審査の結果、却下となった場合、却下通知日から6カ月間は同じ障害で申請はできません。